

学校において予防すべき感染症の種類

対象疾病		出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス)	
	痘瘡	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	南米出血熱	
鳥インフルエンザ (H5N1, H7N9)		
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1, H7N9を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹がすべて消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸チフス	
	パラチフス	
	腸管出血性大腸菌群感染症	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	※その他の感染症	

※その他の感染症とは

学校で流行が起こった場合に、必要に応じて学校長の指示で第3種の感染症として措置をとることができる疾患。例として[感染性胃腸炎] [マイコプラズマ感染症]等があるが、高校生は体力や抵抗力ともに十分発達しているので流行の可能性は少ないとみなし、当校では原則として**出席停止**としない。

- * 学校感染症が発生した場合は、その流行を防ぐために出席停止の処置をとる。
- * 出席停止の処置をとる学校感染症は、原則として上記の第1・2・3種の指定された対象疾病とする。
- * 医師により感染のおそれがないと認められて登校した後、診断を受けた医師に「学校感染症診断通知書」の記入を依頼し、担任へ提出する。
- * 学校感染症の発生状況を把握するために「学校感染症診断通知書」は保健室で保管する。